

令和7年度 安芸市流域づくり委員会分科会(川上) 議事録

1. 開催日時 令和7年12月11日(木) 午後1時30分～午後3時

2. 開催場所 安芸市役所第3会議室

3. 議案 第1号議案 森林環境譲与税を活用した補助制度について

第2号議案 森林経営管理制度(集積計画策定)に基づく森林整備について

4. 会議の内容

(事務局：農林課長)

ただ今から、令和7年度第1回安芸市流域森づくり委員会分科会を開催させていただきます。

皆様には、大変お忙しい中、本分科会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日は森林環境譲与税を活用した補助制度の紹介のほか、森林経営管理制度(集積計画策定)に基づく森林整備について議論をお願いしたいと考えております。

なお、本日の会議の様子は安芸市ホームページに掲載予定ですので、そのための写真撮影をさせていただきたいと思います。ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に際し、会長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

(会長)

委員の皆様には、大変お忙しい中、本分科会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度から課税が始まりました森林環境税及び既に譲与が始まっている森林環境譲与税の活用にあたり、川上の森林整備、林業の現場で活用できる補助制度について説明があるほか、本日は、森林経営管理制度に基づく森林整備、特に、安芸市で進めています森林所有者への森林経営に関する意向調査の、その次のステップであります経営管理権集積計画の策定に向けた議論をお願いしたいと考えています。

後ほど事務局から説明もありますが、対象森林が林業経営に適した森林であるか否か、広葉樹林の適切な森林整備とはどのようなものかなど、踏み込んだテーマをこの川上の委員の皆さんのが集まる「森づくり部会」で議論していきたいと考えています。

以上、簡単ではありますが、私からの挨拶とします。

(事務局：農林課長)

本委員会の議事進行につきましては、委員会の設置要綱第5条第2項の規定により、会長が行いますことをご了解ください。

それでは、これより、会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

これより議事に入ります。

それでは、第1号議案 森林環境譲与税を活用した補助制度について、事務局より説明願います。

(事務局：農林課林業振興係長)

それでは資料に基づいてご説明させていただきます。

会長からお話をありましたように、本日の議題は第1号議案といたしまして森林環境譲与税を活用した、皆様に使っていただける補助制度についてのご説明、そして、第2号議案といたしまして本日皆様にご意見・ご議論をいただきたいと考えております森林経営管理制度に関するものとなっております。

まず、第1号議案からご説明させていただきます。

安芸市では森林環境譲与税を活用した補助制度をつくり、活用していただいているが、森づくり分科会の事業者の皆様に活用していただけるものにつきまして抜粋して改めてご説明をさせていただきます。詳細な補助条件等につきましては省略していますので、もし活用したい、関心があるという方がいらっしゃいましたら、また個別にご相談いただけたらと思います。

まず1つ目ですが、安芸市みどりの環境整備支援事業費補助金についてです。間伐等森林施業に活用していただける補助金です。不良木の淘汰等の除伐などに要した経費に対する補助のほか、保育間伐に要した経費に対する補助、搬出間伐に要した経費に対する補助、そして作業道に関する補助があります。保育間伐に関しましては、齢級要件がありますが補助内容は90,000円/haになっています。搬出間伐に関しましては間伐率によって補助率が変わりまして、間伐率30%の場合は213,000円/ha、間伐率20%の場合は142,000円/haとなっています。作業道につきましては、開設に関する補助が幅員3.0mで3,000円/mですが、現場によって必要な幅員が違うと思いますので、幅員に応じて補助額も変わってきます。また、新設した補助メニューとしまして、作業道を開設した後、維持・管理していく必要がある現場が多いと思いますので、修繕につきましても幅員3.0mであれば1,500円/mの補助があります。

続きまして安芸市造林事業費補助金です。皆伐等の施業後の再造林に活用していただく補助金になっております。人工造林の植え付けと鳥獣害防止施設の設置に要する費用に対する補助金となっています。補助要件としましては、高知県造林事業、または高知県木材安定供給推進事業、または高知県森林資源循環利用促進事業の補助金を受けていることです。補助は、対象となる事業費から高知県の補助金額、消費税を差し引いた額以内となります。

次は林業現場の一番の課題である担い手の確保・育成に関するものです。1つ目が安芸市

緑の担い手育成事業費補助金で、研修生を受け入れて研修指導を行う事業体に対する補助金です。まず、指導・育成費の補助で50,000円/月を上限とし、600,000円以内となっています。そして研修生への賃金の助成が10,800円以内/日額です。諸経費につきましては、指導育成費補助と賃金助成の1/2以内の補助になります。研修期間に応じて補助率が変動しまして、期間が長いほど補助率が下がります。

最後が安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金です。新規就業者の住宅費用に関する補助金です。安芸市における林業就業経験が通算で5年未満の方が対象になります。新設しました補助メニューとしましてインターンシップ生の宿泊費補助があります。1人1泊5,000円を上限として、10泊分まで補助対象となっています。また、引越費用等の住宅確保にかかる費用等の補助は就業開始時点で18歳以上55歳未満の方が対象で、5年以上林業に従事する意志があることを要件としています。補助率等は、引越費用の補助は定額で200,000円が上限で、引越業者や郵送に係る費用が対象になります。さらに、礼金、仲介手数料等の経費への補助で上限200,000円、1回限りとなります。家賃補助は補助率に要件を設定していまして、高知県立林業大学校専攻課程修了者等3/4以内、基礎課程修了者等2/3、その他1/2と設定しています。最後は林業資機材購入費補助で1人1回、上限200,000円となっています。是非、新規就業者を募集する際にこの補助制度を活用していただければと思います。以上、川上の事業体様に活用していただける補助制度としまして、森林環境譲与税をこのような形で活用しています。

(会長)

森林環境譲与税を活用した補助制度について事務局より説明がありましたが、質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金ですが、林業事業体が新規就業者募集の際にこの制度をPRするのはもちろんですが、安芸市（市役所）自体が大々的にPRできると思います。すごくいいことをやっていて、家賃補助で林大卒業生に3/4補助はすごい。高知県東部地域にはなかなかインターンシップ生が来ないから、これがあるだけでも来るかもしれない。安芸市のホームページの移住者支援の欄に載せてもいいと思います。農業、漁業だけでなく林業もしっかりPRしてほしいです。

(会長)

手厚い補助であることは確かですよね。他にはご意見ありませんか？作業道の修繕は事業するところだけしかダメですか？

(事務局：農林課林業振興係長)

開設または前回の修繕を実施した後に搬出間伐に利用した路線であることという規定を設けています。

(委員)

申請は事業実施前ですか？

(事務局：農林課林業振興係長)

事後でも申請可能です。

(事務局：農林課長)

事後でも構いませんが施工前の写真を撮っていただきたいといけないので気を付けてください。

(事務局：農林課林業振興係長)

予算にも限りがありますので、事前に開設ルートなどを個別に相談いただきたいと思います。

(事務局：農林課長)

補助額の設定は先ほど説明させていただいた通りですが、単価的にどうかというような点は事業をやりながらもっと詰めていく必要があると感じたところであります。作業道等の修繕の現場を詳細に把握していないので補助が十分なのかどうかと…。

(委員)

いい補助でしょう。開設が幅員3.0mで3,000円、修繕が1,500円はいいですよ。

(事務局：農林課長)

逆に、もっと補助額が上がればもっと作業道を開設していくるものなのでしょうか？そのような現場のことも理解を進めていきたいと考えています。

(委員)

作業道は路網密度に算入されますか？

(林業事務所)

算入されます。また、作業道台帳の作成は必要になってくると思います。

(委員)

大磯の道は林業専用道になっているでしょう。その奥は作業道でしたか？

(委員)

そうです。奥は作業道になっています。

(委員)

それから、古井だったかな？大久保の上ですが、あそこも道つけていますよね？

(委員)

はい、そこも作業道を開設していましたが今は通れなくなっています。

(事務局：農林課長)

そういう情報をどんどん共有していただきたいです。作業道の機能回復等に市が関わることが有効であれば今後検討もしてみたいと思います。

(委員)

作業道の林道昇格みたいなことは可能ですか？

(事務局：農林課長)

検討の余地はあると思います。ただ、市が受けるかどうかは個別判断になると思います。管理をしなければならなくなるので。基幹林道に接続する一定区間だけは市が管理するというのを考え方としてはあり得るのではないかなと思いますが。また、そのような情報をどんどん提供していただきたいと思います。

(事務局：農林課林業振興係長)

路網密度を上げないといけないと認識しています。

(会長)

思っていたより、市は森林環境譲与税を川上に活用してくれているという印象じゃないですか？

(林業事務所)

安芸市は小さな林業（自伐型林業）にも力を入れてるので、そのような小規模林業者への林業重機のリースに補助が充実するといいのではないでしょか？

(事務局：農林課林業振興係長)

林業施業に最低限必要な作業道開設に用いるバックホーなどの重機や、林内作業車、フォワーダーなどの材を運ぶ重機のリース等への補助は必要だと考えています。

(事務局：農林課長)

林業に必要な重機ということですが、林業の現場ではリースと所有、どちらの形態が多いのですか？小さな林業（自伐型林業）へのリース補助をするのであれば林業事業体への補助も当然考えるべきだと思います。

(委員)

ただ、安芸市の林業事業体に限るとしなければなりませんよね。

(事務局：農林課長)

確かに要件は必要になってくると思います。

(会長)

いいですか？

それでは、第2号議案 森林経営管理制度（集積計画策定）に基づく森林整備について、事務局より説明願います。

(事務局：農林課林業振興係長)

この第2号議案は本日、特にご意見をいただきたい議案になっています。森林経営管理制度の中でも集積計画策定と、それに続く森林整備を議題としています。

それでは、森林経営管理制度について改めてご説明いたします。手入れが遅れている森林、つまり経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手、林業経営者になりますが、その両者を繋ぐ仕組みになっています。森林環境税及び森林環境譲与税の創設とともに始まった一丁目一番地の取組です。作業の進め方としましては、森林所有者の意向を調査し、その中で、市に管理を任せたい等、管理についての委託希望がある森林を把握して、それを集約化し、森林所有者が対象森林を管理する権利を市が預かつて管理を行うというものです。管理方法は、林業経営に適した森林であれば経営管理を再委託といった形で林業事業体の皆様に経営管理実施権を設定して森林整備をしていただきます。一方、林業経営に適さない森林は市自らが管理をしていくことになり、保育間伐等を市が発注していくようになります。

続きまして、4ページでもう少し詳細な作業の流れをご説明いたします。市に経営管理を委託したいという森林所有者の意向を把握した後、林業経営に適した森林であるか否かを判断するわけですが、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林と判断した場合は市

が管理していきます。適していれば実施権の設定を行い、林業経営者の方に施業していただことになります。このプロセスでは、高知県が公表している意欲と能力のある林業経営者のリストに登録された民間事業者の方を対象として、企画を提案していただいて、そちらを審査して経営管理実施権配分計画を策定していくという形になります。

5 ページでは森林所有者への意向調査からの流れを説明しています。ステップ1としまして、意向調査を実施するエリアの選定を市が行います。実際施業されている山の近くであるとか、地籍調査が終わっているとか様々な要素を勘案しまして、意向調査の実施エリアの選定をします。

次にステップ2ですが、意向調査の実施ということで、書面にて森林所有者に意向調査を行います。この作業で多くの時間を要しているのが、森林所有者が高齢化したり、亡くなられて相続が発生していて、相続人がかなり多いとか、相続人が安芸の山を知らないとか安芸に行ったこともない方もおられたりとか、相続人調査等にかなり時間を要します。この作業を経て、意向調査を実施する相手方を確認していき、書面で調査を実施するということで、市では毎年この作業を順次進めております。

続きますステップ3ですが、このように森林所有者への意向調査を継続してきました結果、市に経営管理を任せたいという森林がいくつか出てきておりまして、ただ、その中でも集約化できないと施業ができないということがありまして、市に任せたいという意向が多いもののステップ3に進めることができないという場所が大半という状況でした。そのような現状の中で、今回、意向調査をしていく中で市に任せたいという意向があり、その方の森林で一定のまとまりのある面積が集約化できる部分がありましたので今回議題にさせていただきました。

この意向調査を踏まえて次のステップとして、経営管理権集積計画を定めることで森林所有者のもつている管理する権利を市がお預かりする形に進みます。6 ページですが、管理期間・存続期間や、施業内容、木材を生産して搬出できた場合に森林所有者にどれくらいの金額をお戻しするか等を決めていくようになります。主伐か間伐かで施業方法や期間も変わってきますが、森林所有者の意向に応じて判断していくことになります。

次に 7 ページ、木材の販売収益が発生した場合にどのようにしていくかということですが、木材の販売による収益から木材の伐採・搬出にかかった費用を差し引いたものが森林所有者に戻ります。伐採等に要した経費の中には林業経営者の収益も含まれます。以上のように各ステップを踏んで進めていく作業となります。

このような流れで森林所有者への意向調査のあと森林整備につなげていくわけですが、4 ページの④にあります、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林と判断した場合は市による間伐等の実施となります。今回の議題の案件が具体的にどのような森林なのかを見ていただきたいと思います。8 P に地図がありますが、こちらは尾川の森林になります。畠山の林道畠山仲木屋線の開設が進んでいますが、そこから少し南のエリアになります。施業範囲 A、B、D の 3 つの区画が今回の案件です。

今回は単有ということで、所有者は 1 人となっております。この方は他にも何筆か森林をお持ちですが、一定のまとまりがあるものを赤色で囲って表示しております。9 ページに筆についての詳細な情報をまとめていますので地図と合わせて見ていただきたいと思います。施業範囲 A・B・D、D だけ 1 筆として、面積が 4.45 ha、A は 5 筆を合わせて 9.36 ha、B は 10 筆を合わせて 7.63 ha です。

次に、10 ページでは山の尾根や谷が分かるような表示を行った地図を掲載しています。微地形図と言いますが、高知県が提供している森林クラウドシステムというサービスを活用したもので、航空機から地表にレーザーを照射してその反射データを解析して地表の情報を取得するというもので、地形がよく分かるようになります。赤色の濃いところが谷で、白く見えるところが尾根になってます。さらに赤色で塗っている部分がヒノキ、青色で塗っている部分がスギ、黄緑色がその他の広葉樹等になります。また路網ですが、緑色が林道畠山仲木屋線で施業範囲の D の近くまで伸びている状況です。一方、施業範囲 A と B に関しては林道が接していない状況です。紫色で表示した範囲が「豊かな森」と言いまして、散策等もできるような森林エリアとして一定の整備を行ったことのある場所になりますが、その「豊かな森」にアクセスするための登山道、ぎりぎり軽トラックが通れる幅員の道がありますが、これに施業範囲 A、B は接しているためアクセスは出来ます。ただ、道が一部崩壊したり荒れたりしているため車両でのアクセスはできません。

各施業範囲の詳細につきましては 11 ページ以降に記載しています。施業範囲 A は地籍調査が終了しており、森林施業境界は確定しています。林相につきましては、一部がスギ・ヒノキの人工林ですが、それ以外はその他広葉樹となってます。11 ページの左の図が土地の起伏を表現した微地形図、真ん中が航空写真、右が林相区分図となっていまして、赤色がヒノキ、緑色がスギ、残りがその他の広葉樹です。また、赤色の中でも網掛けしている部分は、収量比数を見たところ、要整備林にあたり、差し当たって森林整備が必要な状況にある箇所となります。ヒノキとスギの一部にこの状況が多く見られます。その他の情報としましては、歩いてアクセスする道はありますが車両等で材を搬出できるような道はありません。高知県森林クラウドシステムから取得したデータによりますと、スギ・ヒノキの人工林では林齢は 64、ヒノキの平均樹高が 20.1m、平均直径 26.5 cm です。

施業範囲 D は、林道畠山仲木屋線に一番近い場所で、林相は谷部がスギでそれ以外がヒノキという、ほぼスギ・ヒノキの人工林となってます。ただ、面積が小さいという点がありまして 4.45ha です。地籍調査は終了していて、森林施業境界は確定します。ただ、林道畠山仲木屋線に接道しておらず、施業範囲 D と林道畠山仲木屋線の間に別の森林所有者の森林があって、そこが通れるかどうかの同意等については確認ができていない状況です。林齢についてはヒノキで見たところ 61、平均樹高が 18.1m、平均直径 23 cm です。これらのデータは航空機を用いたレーザー解析によるものなので、実際森林に入るとデータよりも立派な材積のものがあったりするなど、多少の差異が出てくると思われますが、こういった議論を進める中では、この高知県森林クラウドシステムの情報が一番有用だと思いますので

それを採用します。

施業範囲Bは、一部地籍調査が終わっていません。また、隣り合っているので一つのエリアとして扱いましたが、谷の両側に広がる森林になっており、1つの団地として集約化するのが妥当かどうかについてはご意見をいただきたいところです。右岸側は地籍調査が終了していますが、大半を占めます左岸側は地籍調査が終わっていません。ただ、この左岸側は森林環境譲与税を活用した森林施業境界明確化事業の実施地になっていまして、現在、境界案の作図が終わり、所有者の方の同意をいただいたり、修正等の作業を進めたりという状況で、境界の確定作業が進んでいる状況です。林相はほとんどが広葉樹となっています。路網に閑しましては、作業道が無いので材の搬出等は難しいと思います。林齢についてはヒノキで64、平均樹高が20m、平均直径26.7cmです。

この3つのエリアはそれぞれ、収量比数が0.8を超えており、間伐等の森林整備が必要な状態にあると考えています。対象地に関する情報はこのような内容ですが、ご意見をいただきたい事項につきまして、2ページに検討事項1~3として掲載しております。

(委員)

10ページの施業範囲Cはどうして協議対象に入っていないのですか？

(事務局：農林課林業振興係長)

この施業範囲Cは、検討事項3「広葉樹林の適切な森林整備方針」に関わる場所でして、全部がその他の広葉樹となっている森林ですので、広葉樹林の森林整備を今後どのように進めていくべきかということをご議論いただきたいと思い地図に掲載していますが、森林所有者からの申し出には入っていませんので、今回の集積計画策定の対象ではありません。

(委員)

施業範囲Cは「豊かな森」の一部だと思います。市のほうでは、この「豊かな森」の整備・管理の方針はまだ整理できていないのではないですか？それであれば現状維持でよいのではないかでしょうか？

それであれば、要は施業範囲A・B・Dということですよね。その中で一番収益が見込める可能性があるのはDでしょうかね。

これは間伐施業で進めるのですか？

(事務局：農林課林業振興係長)

森林所有者の方は、間伐との意向でして、皆伐は望まないということです。

(委員)

樹齢的に考えると資源の循環利用の観点からは皆伐してもよいのでは？とも考えられる。

森林所有者に還るお金を考えると皆伐のほうがいいとも思いますが、皆伐した場合は再造林をしないといけないので、その負担をどう考えるかですね。樹齢的には皆伐すべき時期だとは思いますが…。

あと A と B について、樹種別の面積は分かりますか？

(事務局：農林課林業振興係長)

面積は今回集計できていません。

(会長)

面積が分かれば材積を考えることができますので、それがあったほうがいいです。

あと、「豊かな森」は公衆の保健のための保安林になっていると思います。

施業範囲 A と B は「豊かな森」と一緒に開発していったほうがいいと思います。

みなさんはどういうふうにお考えですか？3か所の森林が出てきているわけですが。

(委員)

補助金の対象にはなるんですか？

(事務局：農林課林業振興係長)

森林整備に関する補助金は対象になってくると思います。

また、金額の算定としましては、材を搬出した場合には、木材販売による収益から林業経営者の利益を含む伐採等にかかる経費を差し引いた金額を森林所有者に支払うことになります。林業経営に適した森林であればということですが。

(委員)

あと、道がないという点ですね。これは問題になってくると思います。施業範囲 D については架線を張れば搬出できるような気もしますが。

(委員)

航空写真を見ると施業範囲 D の東側の森林には道があるようですね。作業道かもしれない。ちょうど開設している林道畠山仲木屋線の手前から伸びているような位置関係ですね。

(委員)

こっから、こう入れば、こう出せるかも…

(委員)

それでは、木を出せないのじゃないでしょうか…、架線のほうがいいかも…

(委員)

このサコにこう張って…

(委員)

それではこのウネが邪魔になって難しいのでは…。

(会長)

皆さんどうですか？

(事務局：農林課長)

もし、この森林で施業をすることになった場合に事業者さんにどのようにお願いするのか、その方法を説明したほうがいいのでは？

(事務局：農林課林業振興係長)

施業範囲 D が林業経営に適しているという判断になれば、森林經營管理法の規定により高知県が公表している民間事業者の方から森林整備についての企画提案書を提出していただき、審査していく流れになります。木材販売による収益の中から伐採や木材販売に係る経費を控除して残る金額は森林所有者に支払われます。この伐採及び木材販売に係る経費には施業を行う民間事業者の収益も含まれます。この森林所有者に支払われる金額や經營管理の着実な実施のための実施体制、実績などを総合的に審査して選定を行います。施業を行う民間事業者が決定されると、經營管理実施権配分計画の作成と公告を行い經營管理実施権が設定されます。

(委員)

要するに、事業計画書を出す？

(事務局：農林課林業振興係長)

そうです。企画提案書というかたちで見積書も添付してとなります。

(事務局：農林課長)

事業者さんが費用的な面で不安があるということであれば、さっきの補助金の話ですが、森林環境譲与税を充てるわけですから、持ち出しが要らないということになるのでしょうか？

(事務局：農林課林業振興係長)

森林環境譲与税を活用した安芸市みどりの環境整備支援事業費補助金を使うのであれば、

搬出間伐に対する補助である森林整備事業により、間伐率30%であれば213,000円/ha、間伐率20%であれば142,000円/haの補助を受けることができます。企画提案書に添付する見積書の木材販売に係る経費の中で、伐採経費などの費用の中からこの補助金を差し引いて見積額を計算することになるかと思います。

(事務局：農林課長)

補助金が活用できるのは今の説明のとおりですが、補助金がもらえて、結局、施業することを受けてくれる事業体がいなければ、この取組を進めることができないと思います。市は、この森林経営管理制度を活用して森林整備を促進しようとするのですから、もし、林業事業体の持ち出しがあるようなら、そこにも森林環境譲与税を活用して、とにかく森林整備が実施されるように持って行きたいと考えるのですが。

(事務局：農林課林業振興係長)

自然的条件に照らして林業経営に適さない森林と判断した場合には市による間伐等の実施になりますので、その施業には森林環境譲与税が活用できるかと思います。

もちろん、伐採した木を搬出して出荷するべきだと思います。そのために造林してきたのですから。ただ、コストが見合わないからということで施業が遅れるのであれば、この地図で網掛け表示したところのように要整備林となっている森林が多い状況ですので、林分密度を調整するための保育間伐を実施して、とにかく要整備林に手を入れると。一方、林業経営ができるという判断になれば、民間事業体の方に応募していただくようになりますが、応募に至らなければ市が間伐等を実施することになり、そこにも森林環境譲与税を活用することになると思います。

(事務局：農林課長)

現状では、林業経営が成り立たないのが一般的な話となっているので、それで、山に手が入っていっていないという実態があるので、そこへ森林環境譲与税を充てることも必要だと思います。全国的にはそういう事例もあるのでそこを整理した方が良いのでは？

(委員)

そもそも、林業適地であるかは誰が判断するのですか？

(事務局：農林課長)

林業事業者の方が実際、施業可能と見るかどうかという部分も出てくると思います。

(委員)

林業事業体が、実際に現場に行って判断することですか？

(委員)

林業適地の要件は、山の傾斜とか要素がいくつありましたよね？

(林業事務所)

計画に記載はしていますが、個別には市の判断になります。

(事務局：農林課林業振興係長)

集積計画を策定すれば、経営管理権は市に移るので判断するのは市ということになりますが、市も専門性といいますか、技術的な面で十分ではないので、現場の専門の方のご意見をいただきたいところです。

(委員)

林業経営に適しているかというと、かなり厳しいと思います。

ただ、こういう、判断に迷う場所があるので見に行きませんかと言われたら私は見に行けます。

(事務局：農林課林業振興係長)

意向調査を進める中で、林業経営に適しているかどうかという判断を全件現地に行って検討するのが一番ですが、市に任せたいという案件が増えてくると、なかなか全部を山に入ってというのが難しくなってくるので、判断の指標や目安になるような、データで見て明らかに適していない場所だと判断できるような基準はないでしょうか？

(委員)

例えば、林道から作業道をつけるにしても、図面上では谷部など傾斜が厳しいと思われる場所でも現地を見てみると本当のところは分からないです。工夫して作業道ルート設計をしないと傾斜の厳しい高知県東部の森林では施業ができないですよ。自分たちは何とか道をつけようと毎回かなり検討を重ねて苦労していますから。

(委員)

森林環境譲与税を充てて間伐して木を売って、事業者の経費を取って、なお余れば森林所有者に支払ってということですね。

(林業事務所)

搬出間伐や作業道開設に活用できる補助金を使って、その上で、収入から実際にかかった経費を差し引いて、残りを森林所有者に支払うということです。

(委員)

そんなんで合うわけがないじゃないですか。経費が3倍、4倍かかるんですよ。とてもじゃないけど。

(委員)

小面積では厳しいでしょうかね。施業範囲Dは約4haですよ。

(事務局：農林課林業振興係長)

施業範囲AとBのようなスギ・ヒノキの人工林の少ないところはどうでしょうか。林業経営に適しているかどうかという点ですが。広葉樹が多い場所です。

(委員)

これはちょっと厳しい。

(委員)

広葉樹林も成育させるための受光伐という方法はあります。「豊かな森」はスギ・ヒノキの人工林を間伐して、紅葉などの広葉樹を残した方がよいのではないか?この方が、「豊かな森」の機能を果たすことができるようになると思います。

(事務局：農林課林業振興係長)

それは、広葉樹林でどのような施業をするべきかという方針の一つになりますか。

(委員)

そう。将来的に高木になるような広葉樹は残したらよい。

(林業事務所)

優先するものを選んで残しながら施業するということですね。他にも方法がありますか?

(委員)

受光伐を実施して下層に光が当たるようにして、後継樹を作っていくという方法も必要です。下層植生の復活もさせないといけない。

(事務局：農林課林業振興係長)

太い木を伐った方が、林内に光が入りやすいということですか。

(委員)

もちろんそうです。ただ、入りやすいけれども、太い木の中でも有用広葉樹というのがあるので、そういうものは選定して残していくって、あと、紅葉するような、そのような木も残す。そういう森林整備を続けていけば林内の環境もだいぶ良くなると思います。

(委員)

そもそも、スギ・ヒノキのある場所は造林をしていると思いますが、その中から林業経営に適した場所を選ぶということですか？

また、安芸市では安芸市流域森づくり構想で森林ゾーニングをしましたよね。その中で林業経営に適した場所が絞られたと思いますので、その中から対象地を選んで搬出間伐するのなら、それ以外の場所は保育間伐で対応するしかないのではないでしょうか。ゾーニング作業の中では道路からの距離が 500m 以内であれば施業条件が良好であるというような条件付けをしたと思います。今回の検討場所のように道路からこんなにも離れていては施業が難しいのではないでしょうか。

(事務局：農林課林業振興係長)

安芸市流域森づくり構想の森林ゾーニングでは、樹種や斜面平均傾斜、道路からの距離などを考慮して本市の森林エリアを林班単位で区分しました。今回の検討場所もその森林ゾーニングでは生産林に区分されています。ただ、その区分が林班単位ですので、細かく諸条件を見ていくと、すべてが生産林に区分できるわけではなく、場所によっては林業経営に適さない森林がある可能性もあります。本日の検討によって、安芸市流域森づくり構想の森林ゾーニングの解像度が高くなるというイメージです。

(委員)

施業範囲 A と B に接している道は豊かな森へ行く道だと思いますが、軽トラが通れる道ではないですか？

(委員)

道に接しているかもしれません、道に近い部分にはスギ・ヒノキの人工林がないですね。ある程度の範囲内なら運び出せるかもしれません、それ以外はもう無理じゃないですか？保育間伐するしかないと思います。

(委員)

森林としては、施業範囲 D が一番良いところですね。周囲はスギ・ヒノキばかりですかね。

(委員)

路網をしっかりとやらないといけないから大変ですよ。

(委員)

傾斜がきついですからね。

(事務局：農林課長)

ただ、山の相談があった場合、このような路網がない場所が大半になると思いますので、そのような状況で、そこをどうやって施業をお願いしていくかということを考えて本日議題に上げさせてもらっています。

今回、検討案件として上げた場所は森林所有者の意向も把握できていますし、地籍調査が終了している場所なので、もしかしたら上手く進んでいける第一例になるのではないかと思い、急遽ですが、川上の皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと思い議題にしたところです。

これが一例として走っていったら、次にまとまって山を持っている人から、「そういう話を聞いた」ということで、市に情報が集約されてきて、それを事業体さんにお話ができたりして、実績が積みあがっていくのではないかとの思いもあって、何とか進めていける方法を考えたいというところです。

(事務局：農林課林業振興係長)

保育間伐しかできないとなった時に、どれくらいの期間、管理を預かるかとか、間伐の頻度はどれくらいかとか、考え方の目安とかあるでしょうか？

(委員)

次やるまでの間に、路網整備をしていくかどうかも、決めないといけないですよね。

(事務局：農林課林業振興係長)

どう運び出すかってことですよね。

(委員)

最終的にそういうことになる。伐ったら使う責任も出てくる。SDGs の世界ではないけど、それはしないといけない。ただ捨てるではなく。この案件は 15 年となっていますか？

(事務局：農林課林業振興係長)

そこも規定はありません。

(委員)

無いのですね。案として出したということですか。15年ということは3期か。

(委員)

施業範囲AとかBは路網から入れる尾根から東向きの斜面だけでも施業できるかもしれません、尾根を越して反対側は道もないし、作業道を抜くのは大変だし。

(委員)

現実的ではないですね。

(委員)

なかなか厳しいよね。

(委員)

豊かな森に伸びる道は無理したらフォワーダーが走れるくらいの道にはなるかもしれません。

(事務局：農林課林業振興係長)

ただ、起点近くの場所の幅員がすごく狭く、フォワーダーは難しいと思います。

(林業事務所)

災害の治山工事で山腹をコンクリートで補強していて、反対側は谷になっています。

(委員)

やはり、林道畠山仲木屋線に引っ付いた所から着手するとかのほうがいいでしょうね。

(委員)

ある程度広い面積に集約化できれば作業道も入れやすいですね。

(事務局：農林課長)

結局、議案書7ページの①ところの、木材販売による収益がそんなに上がらないという話じゃないですか。木材の売上ですよね。実際には②の伐採等に要する経費が、例えば、どれくらいの規模感か分からないですけど、間伐であれば、1haあたり100万円した時に、①の木材販売による収益が30万円であれば、70万円をどうやって取ってくるのかということですね。補助金が入ってきて、良くてトントン、現実にはトントンにもなっていないのが実態なのではないかと思いますが。

(委員)

普通は、民有林の搬出間伐やる時に、木材の売上金に補助金を足して、事業費を差し引いてペイはできる。安いけど。

(委員)

安芸市の補助金は、20万円くらいでしたか？あの金額が高いほうの、搬出間伐の補助金。

(事務局：農林課林業振興係長)

安芸市みどりの環境整備支援事業費補助金は、間伐率30%の場合に213,000円/haです。

(委員)

1haあたり100m³を間伐して売ったら、スギやったら90万円か。ヒノキだったら120万円か130万円か。だから全然違う。それとその補助金を足した分、それで100m³で割ったら幾らになるか。140万円くらいか。1m³に換算したら14,000円。木材販売のお金と補助金で。そして、搬出間伐経費が、運賃も入れて最低でも13,000円はかかります。そしたら1,000円しか残らない。単純に言えばですよ。暗算でやっているので間違っているかもしれないんですけど。搬出間伐の経費がかさまないかぎりは、これがマイナスになることはまず無いと思います。

(事務局：農林課長)

そうなると、議案書7ページの④の森林所有者に支払われるべき金銭の額はどうなりますか？

(委員)

今言ったように、補助金と木材の売上金がありますよね、それから経費を差し引いて残った分が山主に戻ります。

(事務局：農林課長)

さっきの例でいうと、結局残らないということですか。

(委員)

金額的には1,000円とか2,000円ですよね。1m³あたりの金額ですよ。100m³木材生産したとしたら100,000円とかですかね。

(事務局：農林課長)

事業体さんがする施業の搬出経費、例えば13,000円に林業経営者としての利益は含まれ

ているのですか？

(委員)

それはあります。企業としての利益は含まれています。

(事務局：農林課長)

あるのなら分かりますが。

(委員)

ただ、経費は上がっていて、燃料費とかもそうですよね。

(事務局：農林課長)

人件費もそうですよね。

(委員)

そうです。人件費も上げていますので。

(委員)

強度間伐をすれば効率も上がるし、数量も増えるので事業体にもメリットがある。所有者に返すお金も増えてきます。

(委員)

売り上げが伸びるということですね。

(事務局：農林課長)

強度間伐というのはどれくらいですか？

(委員)

間伐率を30%にこだわらず、40%や50%でするというものです。

(委員)

経費としては、13,000円は安く言い過ぎましたけど、木材の売り上げも樹齢や、ヒノキかスギといった樹種によっても全然違ってきます。先ほどのは大まかに計算しましたが、木材販売代から経費を差し引いて残るようにするのが事業です。

(委員)

皆伐は、その補助金が無いですね。木材の売り上げだけでやるようになります。再造林には補助金がありますが。けど、山を若返らせるようにしないといけないと思います。

(委員)

森林所有者にある程度お金を返せるようにするために、搬出間伐の補助金にもっと森林環境譲与税を使えないのですか？

(委員)

強度間伐は補助率が高いですか？

(林業事務所)

今の設計に強度間伐はありません。

(委員)

十分にはないので、その差額分を森林環境譲与税などで補つたらいいのではないでしょうか。

(委員)

伐り捨て間伐をするにしても、それは捨てるけど、捨てる變成っても 1 回は伐ることになるから、その伐り捨て間伐の経費を搬出間伐の部分で対応してくれるといいのですが。1 つの施業範囲でも、ここは搬出間伐が可能、ここは伐り捨て間伐しかできないといった状況が現場ではあります。

(事務局：農林課長)

そこは、良い制度設計を考えていきたいので、ご意見を出していただけたらと思います。

(事務局：農林課林業振興係長)

本日の議案書の情報だけでもう一度地図を見たところで、例えば施業範囲 D ではなく A と B について林業経営に適しているかどうか、今あるこの情報だけで判断はどうでしょうか？

(委員)

現地見ないと分からないというのが一番あるでしょうね。やれるところもあるかもしれないし、全部やれるかもしれないし、さっき言った豊かな森の歩道とかも改修する価値があるかもしれない。やっぱり見てみないといけない。

(委員)

今の状態では無理でしょう。施業範囲 A、B に搬出できるような道が付かないと無理だと思います。

(委員)

無理やね。施業範囲 A は豊かな森へ行く道から入ることはできるかもしれないが。

(委員)

スギ・ヒノキの人工林はその入る場所の反対側にありますものね。

(事務局：農林課長)

施業範囲 D のところも、今回、1人の所有者の案件として扱っていますのでこの一筆になっていますが、場所的にいうと、横の筆をひとくくりで考えられるような集約化をすれば、作業道としても路網が抜きやすいというのもあるので、市がそのように判断して集約化の取組を進めていくことは可能ということですか？

(委員)

それは可能だと思います。規模も大きくなりやりやすいと思います。道もつけやすいし。そこは市がやれるならやってもらうのが一番良いですね。

結局、今回の議題の施業範囲 4 カ所、豊かな森エリア内にある施業範囲 C はダメにしても、広い範囲で集約化して経営計画を立てたりすれば、広ければそれは林業経営もできるでしょう。

(事務局：農林課長)

範囲を広げてしまうと、その範囲の中の集約化といいますか、全部の森林所有者の同意や、森林施業境界の明確化が必要になると、なかなか 100% 完了とならないために、結局、集約できましたという話を皆さんに持つていけなくなるという現実があります。

(委員)

しかし、エリアを広げることは林業経営にとってはやりやすくなる要素ですから。

(事務局：農林課長)

おっしゃる通りです。ただ、今の提案はあくまで、1つの面積を個人からのお話があったのでということで議案として提案させていただいているところです。

例えば、各事業体さんも山主さんと今までのお話の中で、森林整備の依頼を受けられて山に入られたりしていると思いますが、このような案件に合わせることでより面積を大きく

できるのであれば、全体としてもっと森林整備が進むのではないかと思いますので、そういう情報をもらえれば、森林環境譲与税を事業経費の補助にも活用して進めていけたりするのではないかと思います。

(委員)

民有林の森林整備ということですので、本来なら森林組合も集約化はしていかないといけないですが、なかなか今は出来ない状況です。本来の仕事はそうですので協力しないわけじゃないです。しかし、各事業体も施業はできますので、やりたいと思ったらやってもらつたらいいと思います。しかし、やはりまとめてもらったほうがいいですね。

(委員)

それはそうです。あと、やはり現地を見に行きたいです。見てみないと分からないです。もしかしたら林業経営が可能と判断できて、自分の会社で受けたいとなるかもしれませんから。

(事務局：農林課林業振興係長)

施業範囲 D は林業経営に適している可能性があるので現地調査をしてみる必要があるということですね。

(会長)

こちらからの提案については終わりましたが、まだ何かあれば伺いますが。

(会長)

皆さんからその他のところで何かありますか？無いようであれば、終わります。長時間にわたるご協議、ありがとうございました。これをもちまして、令和 7 年度第 1 回安芸市流域森づくり委員会分科会を終了いたします。